

教育機関の管理及び運営に関する規則並びに博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和五年三月三十一日

秋田県教育委員会教育長 安田 浩幸

秋田県教育委員会規則第六号

教育機関の管理及び運営に関する規則並びに博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

(教育機関の管理及び運営に関する規則の一部改正)

第一条 教育機関の管理及び運営に関する規則(昭和六十一年秋田県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>(美術ホールの使用の対象となる事業) 第三十五条 美術館の美術ホールは、次に掲げる事業以外の事業には使用させないものとする。 一・二 略 三 前二号に掲げるもののほか、博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第三条第一項第八号に掲げる事業で教育長が適当と認めたもの</p>	<p>(美術ホールの使用の対象となる事業) 第三十五条 美術館の美術ホールは、次に掲げる事業以外の事業には使用させないものとする。 一・二 略 三 前二号に掲げるもののほか、博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第三条第一項第七号に掲げる事業で教育長が適当と認めたもの</p>

(博物館の登録に関する規則の一部改正)
 第二条 博物館の登録に関する規則(昭和二十八年秋田県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>(目的) 第一条 この規則は、博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。)第二十二條の規定に基づき、博物館の登録(以下「登録」という。)に関し、必要な事項を定めること</p>	<p>(目的) 第一条 この規則は、博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。)第十六條の規定に基づき、博物館の登録(以下「登録」という。)に関し、必要な事項を定めること</p>

を目的とする。

(登録申請書)

第二条 法第十二条の規定による登録申請書は、様式第一号による。

2 法第十二条第二項の規定により登録申請書に添付する博物館資料の目録は、様式第二号による。

(登録原簿)

第三条 法第十四条に規定する博物館登録原簿は、様式第三号による。

(変更の届出)

第四条 法第十五条第一項の規定による届出書は、様式第四号による。

(廃止の届出)

第五条 法第二十条の規定による届出書は、様式第五号による。

(公示)

第六条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、秋田県公報に連載して公示するとともに、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

一 法第十四条の規定により登録したとき。

二 法第十五条第二項の規定により変更登録をしたとき。

三 法第十九条第一項の規定により登録を取り消したとき。

四 法第二十条第二項の規定により登録を抹消したとき。

様式第一号中「博物館法第11条」を「博物館法第12条」に、様式第四号中「博物館法第13条」を「博物館法第15条」に、様式第五号中「博物館法第15条」を「博物館法第20条」に改める。

を目的とする。

(登録申請書)

第二条 法第十一条の規定による登録申請書は、様式第一号による。

2 法第十一条第二項の規定により登録申請書に添付する博物館資料の目録は、様式第二号による。

(登録原簿)

第三条 法第十二条に規定する博物館登録原簿は、様式第三号による。

(変更の届出)

第四条 法第十三条第一項の規定による届出書は、様式第四号による。

(廃止の届出)

第五条 法第十五条の規定による届出書は、様式第五号による。

(公示)

第六条 教育委員会は左の各号の一に掲げる場合には、秋田県公報に連載して公示するものとする。

一 法第十二条の規定により登録したとき。

二 法第十三条第二項の規定により変更登録をしたとき。

三 法第十四条第一項の規定により登録を取り消したとき。

四 法第十五条第二項の規定により登録をまつ消したとき。

附 則
この規則は、令和五年四月一日から施行する。